上松町賑わい拠点施設　ねざめ亭

出店事業者募集要項



１．施設の概要

『上松町賑わい拠点施設「ねざめ亭」』は、木曽郡内の観光振興のハブとなる拠点施設として、かつての地域の賑わいの復興と多様な利用ニーズに沿った物販、直売、特産品の開発、観光案内などの機能を有した観光拠点施設として、来春オープンを目指し事業を進めております。

１）施設概要「販売・出店エリア」

名　称　上松町賑わい拠点施設　ねざめ亭
所在地　木曽郡上松町大字小川 2409-12
施設設置者：上松町
建物の概要　木造　地上３階建て
駐車場　大型２台、普通車７０台

２）営業概要「販売・出店エリア」

営業時間　　午前９時～午後５時まで
休館日　年末年始（12/３１～1/３）※変更の場合あり
施設管理者：上松町

３）本施設の主な機能

主な機能	区分	主な取り組み
観光振興	観光関連イベント	各種イベントなど
	観光情報発信	町内、郡内の観光情報等の発信
物産振興	農産物・特産品等販売	地域の作物や特産品の販売など
	販売促進や地域活性化	作物や特産品の販促や関連イベントの実施等

２．テナント店舗の募集内容

（１）上松町賑わい拠点施設　ねざめ亭内において、特産品や飲食物等の提供を行う事業者
（２）募集店舗数　１１店舗
（３）募集する店舗　当地域ならではの特産品、新鮮な農産物、歴史や技術を受け継ぐ工芸品、独自のこだわりを持った加工品、そして地酒など「来訪者の旅の思い出となる品々」を販売していただける事業者を広く募ります。
（４）契約期間
　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日　３年間

（５）契約店舗
　　場　所：以下の位置図を参照　１１店舗

面　積：５．０㎡～１０㎡

賃　料：賃料：５，０００円／㎡又は売り上げの２０％のどちらか多い金額を収める。

共益費：光熱水費

営業時間：９：００～１７：００

休業日：年末年始　※変更の場合あり

※共益費に含まれるもの（共用スペース、光熱水費など）

※社会情勢の変化により著しく共益日に含まれるコストが高騰した場合は協議の上で、調整することができます。

区画番号	面　積	区画金額	区画番号	面　積	区画金額
①	８．２	４１，０００	⑦	１０．０	５０，０００
②	５．０	２５，０００	⑧	６．５	３２，５００
③	５．０	２５，０００	⑨	６．５	３２，５００
④	５．０	２５，０００	⑩	６．５	３２，５００
⑤	１０．０	５０，０００	⑪	６．５	３２，５００
⑥	１０．０	５０，０００			

●店舗の位置図：別添位置図（Ａ3判１／１００）のとおり

３．応募資格

（１）応募資格

次の条件を満たすものとします。

①原則として、県内に事業所を有する法人又は個人であること。

②営業に際して必要な許可、免許等を有すること。

③安定した経営能力、優良なサービズの提供ができること。

④他の出店者と協調・協力ができること。

⑤本施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。

次のいずれかに該当しないこと。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第１６号）第１６７条の４第２項のいずれかに該当する団体である及びその事実があった後の３年を経過してないこと（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団・暴力団員又は暴力団淳構成員等暴力団の維持・運営に協力し関与する者であると認められるとき。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでる者。
- 応募の日において、現に上松町の指名停止措置を受けている者。
- 応募の日において、破産手続き、更生手続き又は再生手続きが申し出されている者。

・法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納している者。（個人は代表者のみ）

（２）経費の負担区分（設備工事費等）

・常設の設備（什器等含む）以外の工事費については、事業者負担となります。
・出店者の過失、管理上の不備において生じた店舗常設の設備など障害、破損等の補償及び補修費用は出店者の負担とします。
・退店する場合、出店者が施工・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復して引き渡すこと。

店舗常設の設備
基本照明・コンセント設備
冷暖房設備（エアコン）

テナント事業者の負担
常設外の設備

４．審査基準

① 書類審査
② 面接
申込締切後面接日等連絡いたします。

５．公募日程

内容	日程
募集開始	令和８年１０月３０日（金）
事前説明会	令和８年１１月１３日（金）10 時から 14 時から
申請受付締切	令和８年１１月３０日（月）17:00
面　接	後日連絡
決定日	令和８年１２月２５日（金）

お問い合わせ期間：募集開始日～申請受付締切２日前まで
※お問い合わせ方法：メール又は FAX にてお受けいたします。
※事前説明会を役場２階大会議室で行います。いずれかの時間にご参加ください。なお、当日ご参加できない方は個別に説明いたしますのご連絡をお願いします。

Mail：shinkou@town.agematsu.nagano.jp
FAX:0264-52-1038

（１）出店応募受付期間

受付時間：９：００～１７：００（土日祝日は受付いたしません）
受付場所：上松町役場地域振興課地域振興係（２階８番窓口）

６．申請その他

（１）申請書類

１）出店申込書（様式１）

２）事業計画書（任意）

３）その他（上記項目以外に提案したい内容）

４）添付書類

①法人の場合は登記簿謄本又は団体の定款（個人の場合は不要）

②代表者の身分証明書（住民票）

③納税証明書

（２）その他

①応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

②応募書類は日本語により作成するものとし提出された応募書類は返却しません。

③応募に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、管理者は本出店募集に関する報告等のため必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

④出店が決定した者は、当運営に誠意をもって臨むものとし、正当な理由無しに協議を辞退できないものとします。

（３）提出部数　２部

（４）受付場所、問い合わせ先

６．（１）の書類を揃え、上松町役場地域振興課地域振興係まで提出してください。

上松町賑わい拠点施設　ねざめ亭

〒３９９－５６０１　長野県木曽郡上松町大字上松１５９―４

電話番号：０２６４－５２－４８０４　FAX 番号：０２６４－５２－１０３８

Mail：shinkou@town.agematsu.nagano.jp

担当部署：上松町役場地域振興課地域振興係

（様式１）

出店申込書

提出先：上松町役場地域振興課地域振興係
Mail：shinkou@town.agematsu.nagano.jp　FAX:0264-52-1038

申請日：令和　　年　　月　　日

■申請者

法人名			
店舗名			
住　所			
代表者	フリガナ	会社連絡先	電話 FAX
担当者	フリガナ	電話	
		Mail	

■主な応募内容

ジャンル	□弁当　□惣菜（　　）□野菜　□アルコール類（　　） □ジビエ　□漬物・発酵食品　□根菜類　□和洋菓子　□工芸品 □木工　□その他（　　）
特記事項	

□	店舗の開店に当たって、保健所から食品衛生法に基づく店舗の営業許可を取得し、食品衛生上必要な対策を図り、その他の出店条件をすべて満たしていることを誓約します。また、暴力団等排除措置に関する運用基準に定める暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等との関係はありません。

↑必ず☑をしてください。